

2025年7月24日

滋賀県知事 三日月大造 様

日本共産党滋賀県議会議員団
節木三千代
中山 和行

湖東記念病院国家賠償請求訴訟の控訴断念を求める要請書

7月17日、大津地方裁判所民事部（池田聡介裁判長）は、湖東記念病院国家賠償請求訴訟において、被告滋賀県が原告西山美香氏に3,100万円の支払いを命じる判決を言い渡されました。再審公判は2020年2月に始まり、同年3月31日に無罪判決が下され、検察の控訴断念により無罪判決が確定しています。

本件判決では、捜査当局による自白の誘導が認められ、自白の信用性も任意性も明確に否定しました。また検察に送致すべき証拠が隠されていた事実も認定されました。さらに西山氏の自供が変転しているにもかかわらず、否認調書をつくらなかったことも断罪しています。法廷の外では、障がいがある西山氏の人権と尊厳を侵害した取り調べに対し、国民救援会をはじめ、多くの県民が怒りの声を上げました。

昨年6月県議会では、「刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書」を全会一致で可決しました。意見書では「えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害」と、断罪。「えん罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務」として「えん罪被害者を迅速に救済」することを求めています。

もとより、冤罪はあってはならないことです。日本共産党滋賀県議会議員団は、二度と冤罪を生むことがないように以下のことを強く求めます。

記

大津地方裁判所の判決を重く受け止め、控訴せず、真に反省し、原告西山氏に謝罪するとともに、事件を検証し、二度と冤罪がおこらないようにすること。

以上